

小田原市監査委員公表第13号

令和3年5月18日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 和宏

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

令和2年12月10日付け監査第142号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	<p>選手賞金については、会計管理者が公営事業部事業課職員へ資金前渡により支出しているが、事業課職員は競輪開催業務等包括委託の受託者（以下「包括受託者」という。）の管理口座に入金し、契約に基づき包括受託者が選手へ支払を行っている。これは、資金前渡者である事業課職員が支払先である選手に直接支出していないため、資金前渡には当たらない。契約及び実態に合わせ、選手に支払を行う者に会計管理者が直接支出する方法とする必要がある。</p> <p>また、「出納員に委任する会計管理者の所管する事務」の告示には、事業課出納員への委任事務として選手賞金の支出が記載されており、実態と相違しているので、当該告示を改める必要がある。</p>	<p>選手賞金の支出については、従来の資金前渡による方法を改め、市から私人への支出事務委託により、会計管理者が選手に賞金を支払う者に直接支出する。</p> <p>私人への支出事務委託については、地方自治法施行令第165条の3を根拠とし、小田原市財務規則第93条により会計管理者との協議の上、支出事務を受託する者は包括委託の受託者であるトータリゼータエンジニアリング株式会社（以下「支出事務受託者」という。）となった。実際には賞金の警送を担当する警備会社が指定する口座に選手賞金を入金しているが、支出事務受託者と警備会社の間では既に入金機請負契約を締結しており、選手賞金受領について警備会社に委任している。</p>

	(事業課)	<p>なお、支出事務受託者への支出方法は、出納室との協議の結果、口座振替にて支出し、競輪開催終了後、賞金の残金を精算により戻入(歳出戻入)している。</p> <p>また、事業者の告示については、収納事務委託についてもそれに準じ、令和3年4月1日付で告示を行った。</p> <p>「出納員に委任する会計管理者の所管する事務」については、上記の対応に改めたことで、選手賞金の支出を委任事務から削除した。</p>
--	-------	---